

2021（令和3）年度第2回（通算第49回）理事会（臨時）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2021年7月11日（日） 10時～12時50分

2. 場 所：Zoomにより実施

3. 出席者：

理事19名中、18名

以下の出席者がWEBシステムZOOMにより参加した

（代表理事）兼原敦子

（理事）明石欽司

（理事）新井京

（理事）石田淳

（理事）植木俊哉

（理事）小畑郁

（理事）玉田大

（理事）都留康子

（理事）寺谷広司

（理事）西谷祐子

（理事）塚原（西村）弓

（理事）濱本正太郎

（理事）濱本幸也

（理事）古谷修一

（理事）森肇志

（理事）森川幸一

（理事）森田章夫

（理事）山田哲也

（監事）佐野寛

（監事）真山全

（事務局）北村朋史、藤澤巖、堀口健夫

4. 議事の内容

1) 報告事項

- 1 いずみ会計事務所との契約に関する件
- 2 2020年度公益支出計画実施報告書の提出に関する件
- 3 理事の選任に関する規程の改正に関する件
- 4 その他

2) 議決事項

第1号議案 2021年度第2回（通算第27回）評議員会（臨時・電磁式）招集に関する件

第2号議案 理事の選任についての意見聴取の実施に関する件

第3号議案 一般財団法人国際法学会年次研究大会（第124年次）に関する件

- (1) オンライン大会の運営
- (2) プログラムおよび会員への郵送案内
- (3) レジュメ・オンデマンド配信
- (4) WGの改組・今後の進め方
- (5) その他（委員会会合、理事会）

- 第4号議案 2022年次研究大会（第125年次）の開催会場に関する件
- 第5号議案 アジアカップの実施に関する件
- 第6号議案 国際法外交雑誌第120巻の編集状況に関する件
- 第7号議案 「判例研究の取扱い」に関するWGの設置に関する件
- 第8号議案 国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナーに関する件
- 第9号議案 エキスパート・コメントのアップロード形式に関する件
- 第10号議案 小田滋賞に関する件
- 第11号議案 新入会員の承認に関する件
- 第12号議案 その他
 - (1) トウヴナン教授の招聘に関する件
 - (2) アメリカ国際法学会とのパネル共催に関する件

5 議事要旨

開催に先立ち、定款第29条3項に基づき代表理事が議長となった。定款第41条1項及び2項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く17名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事18名の過半数（10名）が出席していることが確認された。続けて、前回2021（令和3）年度第1回（通算第48回）理事会（通常）の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 いずみ会計事務所との契約に関する件

古谷事務局長より、2019年度および2020年度の確定申告が完了したこと、および、これら業務に関連して、いずみ会計事務所との間で、2019年度・2020年度の確定申告および2021年度の確定申告について業務委託を行う契約を締結したことにつき、報告がなされた。

2 2020年度公益支出計画実施報告書の提出に関する件

古谷事務局長より、2020年度公益目的支出計画実施報告書を内閣府に提出したことが報告された。これに関連して、古谷事務局長より以下の点について報告がなされた。提出後に、内閣府担当者より、「実施の金額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由」を説明する欄について、4700万円あまりの残額があるなかで、「公益目的支出計画の実施期間に関しては影響はないと考える」とするのは適当ではなく、現状に関する説明と今後の対応策を記載するようにとの修正要請があった。この点は監事にも指摘を受けていた点で、業務を委託する弁護士と協議して修正の申請を行っている。なお、すでに理事会で承認を得ている完了期限の延長申請作業も同時平行で進行中であるが、延長後の具体的な完了期限についても理事会および評議員会の議決が必要となるので、9月より前に臨時の理事会・評議員会が開催される可能性がある点につき留意いただきたい。

監事より、公益目的支出計画実施報告書の修正の状況につき適宜監事にも状況を知らせるよう要請がなされた。

3 理事の選任に関する規程の改正に関する件

古谷事務局長より、6月20日開催の評議員会において、「理事の選任に関する規程」が改正されたこと、および、今年度については意見聴取を郵便投票の方式で行うことが承認されたことにつき、報告がなされた。

4 その他

(1) 四学会国際会議の開催に関する件

兼原代表理事より、延期されていた四学会国際会議を2022年8月に開催したいとの連絡がアメリカ国際法学会からあったことおよび、今後、国際交流委員会を中心として当学会

からの報告者やシニアの派遣者について調整を進めることについて報告がなされた。この点に関し、明石国際交流委員会委員長より、延期前と同一のテーマを持ち越し当初の報告予定者に再度依頼する等の方針の説明がなされるとともに、会議が開催される2022年8月には今期執行部の任期は終了しているので次期執行部への引継ぎ、今期および次期執行部の責任分担を考える必要性が指摘された。次期執行部との分担について、兼原代表理事より、国際交流委員会、事務局および代表理事で協議して慎重に進める点が確認された。

(2) 市民講座のオンライン開催に関する件

新井アウトリーチ委員会委員長より、10月31日開催の市民講座につき、ワクチン接種状況等に鑑みウェビナーによるオンライン開催とすることを決定したことが報告された。

(3) 一斉メールの送信に関する件

塚原（西村）会員委員会委員長より、会員情報の更新依頼の一斉メールを6月2日に発信し、さらに6月21日にリマインドの一斉メールを発信した結果、現時点で住所不明は9名、専攻分野の回答者は全体の2/3程度であることが報告された。この件に関し、兼原代表理事より、専攻分野は参考情報なので意見聴取の実施には影響はない旨の認識が示された。

(4) 学術会議に関連する情報に関する件

兼原代表理事より、学術会議より頻繁に連絡があるが、すべて公開情報であり、あらためて理事会に報告するものはないことが報告された。

2) 議決事項

第1号議案 2021年度第2回（通算第27回）評議員会（臨時・電磁式）招集に関する件

兼原代表理事より、外務省国際法局長の岡野正敬氏が異動し鯉博行氏が新国際法局長に就任したこと、および、国際法局国際法課長の濱本幸也氏が異動し大平真嗣氏が新国際法課長に就任したことに伴い、鯉国際法局長の評議員選任（補欠となり、岡野氏の在任期間を任期とする）、および、大平国際法課長の理事選任（補欠となり、濱本氏の在任期間を任期とする）のために、電磁式の評議員会を招集することが提案された。

理事より、大平新国際法課長は、研究企画委員会委員に就任ということになるが、議決日の7月25日就任という理解でよいか確認が求められた。兼原代表理事より、そのような理解で差し支えないので具体的な手続は事務局長と確認の上進めるよう依頼がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 定款第19条2項及び第20条1項に基づき、2021年度第1回（通算第27回）評議員会（臨時・電磁式）を下記のとおり招集する。

2021（令和3）年度第2回（通算第27回）評議員会（臨時）に関するご提案

2021年7月14日

一般財団法人国際法学会
代表理事 兼原 敦子

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

第27回評議員会（臨時）につき、定款第23条に従い、評議員会の目的である事項について、下記のとおり、ご提案いたします。

つきましては、下記につきご検討いただき、2021（令和3）年7月25日（日）までにメールにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

評議員会の目的である事項（決議事項）

- 1 評議員選任の件
外務省国際法局長の交代に伴う岡野正敬評議員の辞任により、鯉博行国際法局長を後任の評議員に補欠として選任すること
- 2 理事選任の件
外務省国際法局国際法課長の交代に伴う濱本幸也理事の辞任により、大平真嗣国際法課長を後任の理事に補欠として選任すること
- 3 上記提案を可決する旨の評議員会決議があったものとみなされる日は、2021（令和3）年7月25日とすること

※定款第23条

理事会が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会決議があったものとみなす。

※定款第14条第1項

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条に規定に従い、評議員会において行う。

※定款第28条第1項

理事及び監事の選任及び解任は評議員会の決議により行う。

敬具

第2号議案 理事の選任についての意見聴取の実施に関する件

古谷事務局長より、6月20日に開催された評議員会において、理事の選任についての意見聴取を郵便投票によって行うことを可能にするため、意見聴取は年次研究大会の開催期間中に行う旨を定める「理事の選任に関する規程」の3条2項に「ただし、評議員会が別に決定する場合はこのかぎりでない」との条文を加える改正案が採択されたことが報告された。その上で、資料に基づき、意見聴取の具体的な実施方法について以下の提案がなされた。会員は理事候補者5名以内を連記した投票用紙を内封筒に封入した上で、これを外封筒に入れて事務局長宛に郵送する。投票期間は8月1日から9月15日までとし、9月15日の消印まで有効とする。意見聴取を管理し結果を集計するための意見聴取委員会を設置し、江藤淳一会員（委員長）、新井京理事、萬歳寛之会員に委員を委嘱する。事務局にて被選任資格者の名簿を作成し、パスワードをかけて学会ホームページに掲載する。名簿は従来年代別に記載されていたが、現在の理事会は学会の業務の執行を任務とし、世代代表としての意味あいは小さいため、年代別の記載はとりやめる。意見聴取委員会は会員への投票用紙等の郵送にさきだって、一斉メールと学会ホームページによって意見聴取の実施を告示する。意見聴取委員会は投票期間の終了から1ヶ月以内に結果を集計して代表理事に報告し、代表理事は意見聴取委員会の報告をまとめて評議員会長に報告する。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議

長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 理事の選任についての意見聴取の実施について原案の通り承認する。

第3号議案 一般財団法人国際法学会年次研究大会（第124年次）に関する件

（1）オンライン大会の運営

小畑検討WG主査より、資料に基づき、オンライン研究大会の運営に関する検討WG案について説明がなされた。オンライン研究大会はライブ方式で実施すること、各委員会・委員会全体会合は大会期間中には設けないこと、大会2日目は午後からの開催とし小田レクチャーは日本時間の夕方から開催すること、小田レクチャーの前に総会を開催し小田賞の表彰式も総会にて実施すること、オンライン研究大会はZoomのウェビナーを用いて実施すること、研究大会への参加は登録制とし原則として登録料を徴収すること、報告者にはスライドを画面共有しながら報告することを認めるが、これはオンライン形式によることに伴う修正であり前例とはしない了解とすること、参加者への事前の配布資料は報告要旨・報告用資料（レジュメ集）・小田レクチャー原稿のみとすること、検討作業部会は研究大会の具体的な設計について検討を続け、研究大会の実施に責任を負うこととすることが提案された。そのほか、懇親会の開催の有無や態様、オンライン方式の下での登壇者へのサポートのあり方等については、継続して検討を行っているとの説明がなされた。また山田大会運営委員会委員長（検討WGメンバー）より、理事会は大会1日目に開催するが、事務局の用意するZoomミーティングを用いて実施されること、当日の参加者へのサポートとしては業者によるホットラインでの対応を準備していること等の補足説明がなされた。

理事より、事前の配布資料は郵送されるのか、電子的に配布されるのかとの質問がなされ、小畑主査より、大会専用ホームページを通じて電子的に配布されるとの回答がなされた。また理事より、事前に入会申請をし、大会1日目の理事会にて入会を許可される予定の者は研究大会に参加できるかとの質問がなされ、古谷事務局等より、理事会日程との関係で入会申請の期限までに申請のあった者には、理事会にて入会を許可されることを前提として研究大会への参加を認め、入会申請者には、申請がなされた時点で事務局から参加登録用のホームページを案内するとの提案がなされた。兼原代表理事より、本提案もオンライン大会の運営に関する検討WGの提案に含めて議決に付すことが提案され、了承された。

兼原代表理事より、2021年次大会は、ライブ方式のオンライン開催とするが、それは、いわば、「臨場感」を重視するという趣旨である。今後、質疑応答の方法も含めて、さらに研究大会の具体的な実施を検討するにあたっては、「臨場感」を重視するという趣旨を踏まえていただく、という発言がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることでできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 オンライン大会の運営に関する検討WGの提案を承認する。

（2）プログラムおよび会員への郵送案内

兼原代表理事より、資料に基づき、「研究大会プログラム」（表紙・本体）について説明がなされた。また小畑研究企画委員会委員長より、3日目午前の部の第3報告につき、座長が吉川元先生から石田淳先生に交代したことが報告された。

理事より、プログラムについて、総会は小田賞の表彰式も含めて30分となっているが、十分かとの質問がなされ、小畑研究企画委員会委員長より、総会はおよそ30分で終わると考えられ、多少の延長があっても、小田レクチャーの開始時間までさらに30分あるため、十分と判断したとの回答がなされた。

小畑研究企画委員会委員長より、資料に基づき、「研究大会プログラム」（裏表紙）の

報告用資料等に関する項目、および郵送案内「2021 年度研究大会（オンライン開催）情報の提供について」について説明がなされ、従来は、報告用資料（レジュメ集）は大会当日に冊子体で配布、報告用原稿（Oda Lecture）と報告要旨はオンデマンドで事前に配布（すべての会員がアクセス可）という扱いであったが、今回は、すべての資料を事前にオンデマンドで配布することとし、報告用資料と報告用原稿は参加登録を完了した者のみが、報告要旨はすべての者がアクセスできることとしたとの報告がなされた。また山田大会運営委員会委員長より、「研究大会プログラム」（裏表紙）の懇親会に関する項目について説明がなされ、複数ある懇親会ソフトのうち大人数の参加に適したものを業者に検討してもらっていること、オンラインでの懇親会にはソフトが開発途上で動作が不安定であることやソフトの操作が複雑であること等の問題があるが、今後も開催の可否を含めて検討を継続していくことが報告された。

山田大会運営委員会委員長より、資料に基づき、郵送案内「参加登録のご案内」と「ファックス登録申込用紙」について説明がなされ、今回は、名札作成等の作業が不要であるため参加登録の締切を通常より遅い 8 月 31 日にしたこと等が報告された。

理事より、維持会員から 6 名以上の参加の希望があった場合の対応につき質問がなされ、古谷事務局長より、従来は、5 名までは会員としての参加、6 名目からは傍聴者としての参加という扱いであったが、今回は、傍聴者の参加は認めないこととしたため、5 名以内の参加をお願いするという回答がなされた。また理事より、「同行者」との文言の適切さについて質問がなされ、古谷事務局長等より、オンライン方式での実施にともなっていくつかの文言が不自然なものになっているのは確かであるが、来年度以降の混乱等を回避するため従来の記載を踏襲したとの説明がなされた。

兼原代表理事および古谷事務局長より、郵送案内「意見聴取の実施とご協力のお願ひ」、投票用紙、郵送用の内封筒・外封筒について説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 プログラムおよび郵送案内を原案の通り承認する。

（3）レジュメ・オンデマンド配信

兼原代表理事より、オンライン方式での実施となった今年度の研究大会に限らず、来年度以降の研究大会についても、報告用資料（レジュメ）を冊子体ではなくオンデマンドで配信することを方針とするとの提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 来年度以降の研究大会についても報告用資料（レジュメ）をオンデマンドで配信することを方針とする。

（4）WG の改組・今後の進め方

兼原代表理事より、研究大会検討 WG について、名称を「大会実施検討 WG」と改めること、現 WG メンバーである研究企画委員会の横溝幹事と山田幹事には、2022 年度の研究大会の準備に注力するために退任いただき、今後の作業は大会運営の要素が強まることから、大会運営委員会の濱田幹事に加わっていただくこと、研究企画委員会、大会運営委員会、事務局はそれぞれの所掌で研究大会の開催に向けた準備を進め、「大会実施検討 WG」の会合にて三者の調整を図ることが提案された。

【議決事項】 研究大会検討 WG の改組を原案の通り承認する。

(5) その他（委員会会合、理事会）

古谷事務局長より、委員会全体会は非開催とし、各委員会の会合は各委員長が必要に応じて適当な時期に開催すること、理事会は9月6日の18時からの開催とし、業者に委託する研究報告とは切り離して事務局がオンライン・ミーティングを設定すること、総会は9月7日の16時半からの開催とし、どなたに登壇いただくか等については事務局にて調整し、連絡することが提案された。

【議決事項】 委員会会合、理事会、総会の実施のあり方について原案の通り承認する。

第4号議案 2022年次研究大会（第125年次）の開催会場に関する件

山田研究大会運営委員長より、2022年度の研究大会は2022年9月5日から7日に静岡グランシップで開催することが提案された。また2023年度の研究大会は2023年9月4日から6日に新潟朱鷺メッセで開催すべく、準備を進めていることが報告された。

【議決事項】

2022年度の研究大会は2022年9月5日から7日に静岡グランシップで開催する。

第5号議案 アジアカップの実施に関する件

都留若手研究者育成委員会委員長より、資料に基づき、アジアカップの実施に関する提案がなされるとともに、学会ホームページで裁判官および傍聴者募集を行うことのできることを求められ、あわせて実施運営の詳細については若手研究者育成委員会に一任することが提案された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 学会ホームページにおける裁判官および傍聴者の募集を含めアジアカップの実施について原案の通り承認し、実施の詳細については若手研究者育成委員会に一任する。

第6号議案 国際法外交雑誌第120巻の編集状況に関する件

濱本雑誌編集委員会委員長より、国際法外交雑誌120巻の編集状況につき資料に基づき説明がなされた。また、120巻1・2号合併号掲載論文のWeb公開につき、すべての論文が提出された段階で、国際法、国際私法、国際政治・外交史から各1本ずつ掲載することはすでに了承されているが、掲載論文の選定の基準としては、論文の質および会員以外の一般の市民への公開にふさわしいものという観点から適切なものを選定するという方針が説明され、当該方針に基づく具体的選定については雑誌編集委員会への一任が提案された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 国際法外交雑誌第120巻1・2号合併号掲載論文のWeb公開につき、論文選定の方針を承認し具体的な選定については編集委員会に一任する。

第7号議案 「判例研究の取扱い」に関するWGの設置に関する件

兼原代表理事より、5月の理事会で承認された「判例研究の取扱い」に関するワーキング・グループの設置に関して、以下の構成で「判例研究の取扱いWG」を設置することが提案された。

主査：森川幸一 理事

委員：濱本正太郎 理事

塚原（西村）弓 理事

玉田大 理事

水島朋則 会員

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 提案の通り「判例研究の取扱い WG」を設置する。

第 8 号議案 国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナーに関する件

新井アウトリーチ委員会委員長より、資料に基づき、国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナーを、国際法学会が後援することが提案され、あわせて国際法学会からは現在 ICC 法務官補のマンズフィールド・デビッド・宥雅氏を講師として推薦することが提案された。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナーを国際法学会が後援し、マンズフィールド・デビッド・宥雅氏を講師として推薦することを承認する。

第 9 号議案 エキスパート・コメントのアップロード形式に関する件

寺谷エキスパート・コメント委員会委員長より、資料に基づき、ホームページ委員会の作業量の節減のため、今後のエキスパート・コメントのアップロードは PDF 形式で行うことが提案された。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 エキスパート・コメントのアップロードを PDF 形式で行うことを承認する。

第 10 号議案 小田滋賞に関する件

(1) 第 8 回小田滋賞の受賞者に関する件

兼原代表理事より、資料に基づき、第 8 回小田滋賞受賞者につき以下の提案がなされた。第 8 回小田滋賞は、応募 23 本（国際公法 18、国際私法 1、国際政治・外交史 4）の応募があり、予備審査の結果、国際法 5 編、国際私法 0 編、国際政治・外交史 2 編が本審査に付された。本審査においては、兼原代表理事から選考委員を委嘱された桐山孝信評議員、古城佳子評議員、早川眞一郎理事の 3 名により厳正な審査が行われ、審査報告書が代表理事に提出された。この審査報告書をもとに兼原代表理事において慎重に検討した結果として、最優秀賞は該当者なし、優秀賞受賞は 2 名、奨励賞受賞 3 名とすることを提案する。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 第 8 回小田滋賞を以下の通り付与する。

最優秀賞 該当者なし

優秀賞 2 名

新子泰平 関西学院大学法学部 4 年

「国際裁判所に対する反発—ICC におけるアフリカ諸国の反発を事例として—」
(国際政治・外交史)

河合慶一郎 京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修士課程 1 年

「国際法上の間接責任再考—代位責任的間接責任を中心として—」

(国際法)

奨励賞 3名

鳥居雅也 東京大学法学部第一類4年

「国際司法裁判所の法理論における「国家の同意」原則の衰退—国家は勧告的意見から免れうるか」

(国際法)

大辻航暉 日本大学法学部4年

「海面上昇が国際法に与える影響の一考察—主に海洋法を対象として—」

(国際法)

長澤宏 早稲田大学大学院法学研究科修士課程2年国際法専攻

「公的資格無関係の原則の射程と動態—国際共同体利益と国家利益の調整プロセスの観点から—」

(国際法)

(2) 小田滋賞応募資格に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、資料に基づき、小田滋賞の趣旨に鑑み、これまで通り博士後期課程1年次在籍者の応募資格は認めないこと、および、9月修了生については、応募要領の理事会承認後から提出期限(翌年2月)までの間いつでも応募できることとし、ただし提出時において応募資格を満たしていることを求めることが提案された。あわせて監事より、小田滋賞の創設時の趣旨について補足の説明がなされ、提案に賛意が示された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(17名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 9月修了生について、従来提出期限のみ記載していたところ、提出期間とし、理事会承認後から提出期限までの間いつでも応募できることとし、ただし提出時において応募資格を満たしていることを求める。博士後期課程1年次在籍者には、応募資格を認めない。

(3) 第9回小田滋賞に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、資料に基づき、第9回小田滋賞応募要領、第9回小田滋賞応募様式、および第9回小田滋賞候補論文推薦書について提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(17名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 第9回小田滋賞応募要領、第9回小田滋賞応募様式、および第9回小田滋賞候補論文推薦書について原案の通り承認する。

第11号議案 新入会員の承認に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、4件の入会申請(一般会員1件、学生会員3件)について提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(17名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

新入会員=4名（一般会員=1名、学生会員=3名）

退会希望会員=3名（2020年度末退会希望=1名、2021年度末退会希望=2名）

新入会員入会後の会員数

862名（一般会員 773名、学生 43名、名誉 40名、特別 3名、終身 1名、維持 2件）

第12号議案 その他

(1) トウヴナン教授の招聘に関する件

小畑研究企画委員会委員長より、9月の研究大会においてオンラインで報告を行っていたトウヴナン教授につき、同教授をしかるべき時点で日本に招聘し会員との交流機会を設けたい旨の提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 トウヴナン教授をしかるべき時点で日本に招聘する。

(2) アメリカ国際法学会とのパネル共催に関する件

兼原代表理事より、5月理事会において承認を得たアメリカ国際法学会研究大会におけるパネルの共催あるいは協賛に関し、アメリカ側から2022年次大会初日（4月6日）に子国際法学会主催のパネルを設けるといった好意的な申し出があったことが報告され、これにつき国際交流委員、事務局、代表理事において慎重に検討したうえで前向きに回答することおよび、詳細な実施態様などについて9月の理事会に諮ることが提案された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 アメリカ国際法学会研究大会におけるパネルの共催に関し、アメリカ側からの申し出に前向きに回答し、詳細については9月の理事会に諮る。

以上をもって議案の審議が終了したので、12時50分に本理事会を閉会した。

以上